

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第127号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月7日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「弁明書において記述されている『路肩部分を含め、道路幅員を一杯に使うって自動車を通行させることは、一般的に行われている。本件市道についても、（中略）通行させることは可能であると判断したものである。』は、一般的な事実を拡大解釈したものである。本件市道は、河川の護岸の高さが2mあるにもかかわらず車両用防護柵の設置がなく、路肩もなく、反対側が民家のブロック塀で圧迫感があり、同じ条件下の道路（転落による人命危険の道路）を通行させている事例が、竹原支局管内で一般的に行われていることを記録した文書を開示請求の対象とします。」と記載された開示請求書により行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書の不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月21日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成16年1月21日付け東広建竹第316号による行政文書不存在通知は、弁明書に東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）が明記した「路肩部分を含め、道路幅員を一杯に使うって自動車を通行させることは、一般的に行われている。本件市道についても、（中略）通行させることは可能であると判断したものである。」ということの事実確認を裏付ける文書が全くないことを回答しているもの

であるが、公務員が「自分がそう思ったから」などという軽率かつ裁量権の濫用に基づく違法な判断によって弁明書にこのようなことを明記したとは考えられないことから、本件請求に係る対象文書を隠匿している疑義がある。

- (2) 該当する文書がないということは、竹原支局には自らに与えられた権限以上に絶大な裁量権が認められ、道路管理者や警察署等にある「道路を車両が通行できるか否かの法的判断」を自らが行い、かつ、国民に命令する権限があるという認識を竹原支局が常に有しており、同支局が自らの感じ方や法的根拠に基づかない裁量権の濫用行為で砂防行政を執行してきたという事実を顕著に表しているものと解釈せざるを得ない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 「弁明書」の作成経緯

本件請求で言及されている「弁明書」とは、次の経緯により東広島地域事務所長（以下「所長」という。）が平成15年9月12日付けで作成した東広建竹第51号による弁明書（以下「本件弁明書」という。）である。

- (1) 異議申立人の関係者は、平成15年4月22日付けで、所長に対し、竹原市内の砂防指定地内普通河川（以下「砂防河川」という。）郷川へ橋りょうの設置を行うために、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号）第3条及び第4条の規定による砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用の許可申請を行った。
- (2) 上記（1）の許可申請（以下「本件橋りょう設置許可申請」という。）に対し、所長は、橋りょうの設置が社会経済上必要やむを得ないものかどうか（以下「必要不可欠性」という。）の有無を審査した上で、当該申請については、橋りょうを設置しなくても、利用可能な進入路として市道峠郷線（以下「本件市道」という。）があることから、必要不可欠性が認められないと判断し、平成15年7月7日付け東広建竹第19号で不許可処分を行った。
- (3) 上記（1）の許可申請者の代理人として、異議申立人から、平成15年7月15日付けで広島県知事に対し、上記（2）の不許可処分についての審査請求があった。
- (4) 上記（3）の審査請求に対し、審査庁である広島県知事から処分庁である所長に対し、弁明書の提出要求があったため、所長は、本件弁明書を提出した。

##### 2 本件処分について

- (1) 本件弁明書における、「路肩部分も含め、道路幅員を一杯に使って自動車を通行させることは、一般的に行われている。」との記述については、竹原市内の狭小な生活道路における一般的な事実をもって説明を行ったものにすぎず、これに関して、その事実関係を裏付ける文書の作成、取得については、特段の必要性を認めなかったため、本件請求に係る行政文書は存在しない。
- (2) また、橋りょう設置の必要不可欠性の判断においては、当該橋りょうの設置を必要とする箇所がどのような道路に接しているかは重要な要素であるが、その際に、当該道路と同じ条件下の道路を通行させている個々の事例を調査・記録した上で必要不可欠性を判断しているものではない。

- (3) 本件橋りょう設置許可申請の審査に当たっては、申請図書や申請箇所付近における現地調査の結果により、当該道路の幅員が 2.4 メートルあり、通行禁止や通行制限の措置も行われていないため普通車程度の車両の通行は可能であると判断したものである。
- (4) したがって、本件請求に係る行政文書は作成又は取得していない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

- (1) 異議申立人の関係者は、同人宅への進入路である本件市道が狭小であり、自動車通行上危険であることを理由として、本件市道に接する砂防河川に橋りょうを設置するために本件橋りょう設置許可申請を行ったが、必要不可欠性が認められないとして、所長から不許可処分を受けた。
- (2) 異議申立人が同人の関係者の代理人として、知事に、この不許可処分を不服とする審査請求を行ったため、所長は知事に本件弁明書を提出した。本件請求は、本件弁明書に記載された内容に関する行政文書の開示を求めるものである。
- (3) すなわち、異議申立人は、本件弁明書の記載から、実施機関が、「道路幅員を一杯に使って自動車を通行させることは、一般的に行われている」ことを根拠に、転落による人命への危険性がある本件市道についても「普通車程度を通行させることは可能であると判断した」と解したことから、本件市道と同様の危険性のある道路を通行させている事例が、竹原支局管内で一般的に行われていることを記載した文書の開示を請求したものと考えられる。

### 2 本件処分の妥当性について

- (1) 本件請求に対し、実施機関は、本件弁明書における異議申立人の引用部分は、竹原市内の狭小な生活道路における一般的な事実をもって本件橋りょう設置許可申請に係る不許可理由の説明を行ったもので、その事実関係を裏付ける文書の作成及び取得については、特段の必要性を認めなかったため、本件請求に係る行政文書は存在しないとして、本件処分を行った旨を主張している。
- (2) 当審査会において本件弁明書を見分したところ、異議申立人の引用部分の前半部分の前後には、「本件市道の管理者である竹原市によれば、(略)本件市道は、(略)自動車交通不能とされている、とのことである。しかし、竹原市内では、市街地区域外の家屋が集まって形成されている集落内における、狭小ないわゆる生活道路においては、道路法第 47 条第 2 項及び車両制限令の規定にかかわらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使って自動車を通行させることは、一般的に行われている。これに対しては、特に必要がある場合を除いて、道路管理者が、通行禁止や通行制限等の措置を行っていない実態がある。」と記載されており、当該記載については、竹原市内における狭小な道路の一般的な通行実態についての記載と認められる。
- (3) 実施機関は、日常的な管内の巡視等を通じ、管内の道路の一般的な通行実態を把握していると考えられるため、そうした通行実態を裏付ける文書をわざわざ作成していなくても不自然ではない。

- (4) 確かに、本件弁明書には、上記(2)のとおり、竹原市内の狭小な生活道路における一般的な通行実態を述べた後に、「よって、本件市道についても、生活道路として自宅への出入り等のため道路幅員より車幅の小さい普通車程度を通行させることは可能であると判断したものである。」と記載されていることから、異議申立人が弁明の趣旨を、本件市道と同様の危険性のある道路を通行させていることが、竹原支局管内で一般的に行われていると述べたものであると解したことも理解できないわけではない。
- (5) しかしながら、本件弁明書には、「審査請求人がいうところの『市道の危険性』は、申請者が自動車を運行する場合、本件市道が狭小であり、片側が河川であるため危険であるというものであり、この主張は帰するところ、本件市道の利便性の悪さであり」と記載され、本件市道の危険性については、開示請求書における異議申立人の引用部分とは別の部分で言及されていることが認められる。このため、本件弁明書の上記(2)で引用した部分では、本件市道の危険性の観点からではなく、道路幅員及び市道管理者が通行禁止等の措置を行っていないという実態を踏まえて「普通車程度を通行させることは可能である」と述べたにすぎないと考えられる。
- このように、所長は本件弁明書において、本件市道と同様の危険性のある道路を通行させている事例が一般的に行われていることを説明しているものではないと考えられるため、実施機関が本件請求の対象となる行政文書を作成又は取得していないことは、なおさら不自然ではない。
- (6) したがって、実施機関が本件請求に係る行政文書を保有していないとして不開示(不存在)とした決定は妥当である。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 11. 5	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 9. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 10. 7	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 6. 26 (平成 26 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 7. 31 (平成 26 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授